

議案第34号

備前市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

備前市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月19日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

備前市心身障害者医療費給付条例(平成17年備前市条例第138号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

備前市障害者医療費給付条例

第1条中「心身障害者(以下「障害者」という。)」を「障害者」に改める。

第3条第2項第2号中「6月」の次に「まで」を加え、同項第3号を次のように改める。

- (3) 前項第1号から第3号までに掲げる者については、同項第1号から第3号までに該当することとなったときの年齢が65歳以上である者

第3条第2項に次の1号を加える。

- (4) 前項第4号に掲げる者については、精神障害者保健福祉手帳を初めて取得したときの年齢が65歳以上である者

第4条第2項中「及び第9条ただし書」を削る。

第5条中「心身障害者医療費受給資格証」を「障害者医療費受給資格証」に改める。

第6条第2項中「交付の日から毎年6月末日まで」を「以下のとおり」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる者については、交付の日から身体障害者手帳の再認定年月及び知的障害の再判定年月の末日又は受給資格証の交付の日以降の6月末日までのいずれか早い日とする。

(2) 第3条第1項第4号に掲げる者については、交付の日から精神障害者保健福祉手帳の有効期間の末日又は受給資格証の交付の日以降の6月末日までのいずれか早い日とする。

第6条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 市長は、前項の申請があった場合において、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めるときは、受給資格証の更新を行うものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めるときは、職権により受給資格証を更新することができる。

第10条第2項中「場合における」を「とき」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(備前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

2 備前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年備前市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「備前市中心身障害者医療費給付条例」を「備前市障害者医療費給付条例」に改める。

議案第34号参考資料
備前市中心身障害者医療費給付条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>備前市障害者医療費給付条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者</u>の受療を容易にするため、<u>障害者</u>に対し医療費支給の措置を講じ、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>(受給資格者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者が国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によつて、当該障害者福祉年金の支給対象者であるとき、当該障害者の前年の所得(1月から6月までの間における判定に際しては前々年の所得とする。以下同じ。)の額又は当該障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にあるものを含む。)若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該障害者の生計を維持する者の前年の所得の額が、国民年金法等の一部を改正する法律附則第32条第11項の規定により、当該</p>	<p>備前市中心身障害者医療費給付条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>心身障害者(以下「障害者」という。)</u>の受療を容易にするため、<u>障害者</u>に対し医療費支給の措置を講じ、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>(受給資格者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者が国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によつて、当該障害者福祉年金の支給対象者であるとき、当該障害者の前年の所得(1月から6月までの間における判定に際しては前々年の所得とする。以下同じ。)の額又は当該障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にあるものを含む。)若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該障害者の生計を維持する者の前年の所得の額が、国民年金法等の一部を改正する法律附則第32条第11項の規定により、当該</p>

<p>老齢福祉年金の全部の支給を停止される額以上であるときの当該障害者</p> <p>(3) <u>前項第1号から第3号までに掲げる者については、同項第1号から第3号までに該当することとなったときの年齢が65歳以上である者</u></p> <p>(4) <u>前項第4号に掲げる者については、精神障害者保健福祉手帳を初めて取得したときの年齢が65歳以上である者</u></p> <p>(医療費の範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の受給資格者が負担することとなる費用の算定に当たって、医療保険各法(第2条第1項第1号から第6号までに掲げるものに限る。以下この項及び第9条ただし書において同じ。)の規定により受給資格者以外の被保険者等(以下「受給資格者以外の者」という。)の療養に係る額を算定して高額療養費が支給されることとなる場合における高額療養費の算定は、医療保険各法の規定にかかわらず、当該受給資格者以外の者の療養に係る額を除き、医療保険各法の高額療養費の算定の例により行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(受給資格証の交付申請)</p> <p>第5条 この条例による医療費の給付を受けようとする者は、市長に対し、<u>障害者医療費受給資格証</u>(以下「受給資格証」という。)の交付申請書を提出しなければならない。ただし、自ら交付申請書を提出する</p>	<p>老齢福祉年金の全部の支給を停止される額以上であるときの当該障害者</p> <p>(3) <u>前項各号に新たに該当することとなったときの年齢が65歳以上である者</u></p> <p>(医療費の範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の受給資格者が負担することとなる費用の算定に当たって、医療保険各法(第2条第1項第1号から第6号までに掲げるものに限る。以下この項及び第9条ただし書において同じ。)の規定により受給資格者以外の被保険者等(以下「受給資格者以外の者」という。)の療養に係る額を算定して高額療養費が支給されることとなる場合における高額療養費の算定は、医療保険各法の規定にかかわらず、当該受給資格者以外の者の療養に係る額を除き、医療保険各法の高額療養費の算定の例により行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(受給資格証の交付申請)</p> <p>第5条 この条例による医療費の給付を受けようとする者は、市長に対し、<u>心身障害者医療費受給資格証</u>(以下「受給資格証」という。)の交付申請書を提出しなければならない。ただし、自ら交付申請書を提出する</p>
--	---

<p>ことができな場合は、市長が適当と認める者に代わって行わせることができるものとする。</p> <p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受給資格証の有効期間は、<u>以下のとおり</u>とする。</p> <hr/> <p>(1) <u>第3条第1項第1号から第3号までに掲げる者については、交付の日から身体障害者手帳の再認定年月及び知的障害の再判定年月の末日又は受給資格証の交付の日以降の6月末日までのいずれか早い日とする。</u></p> <p>(2) <u>第3条第1項第4号に掲げる者については、交付の日から精神障害者保健福祉手帳の有効期間の末日又は受給資格証の交付の日以降の6月末日までのいずれか早い日とする。</u></p>	<p>ことができな場合は、市長が適当と認める者に代わって行わせることができるものとする。</p> <p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受給資格証の有効期間は、<u>交付の日から毎年6月末日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 市長は、前項の申請があつた場合において、<u>受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めるときは、受給資格証の更新を行うものとする。</u></p> <p>5 <u>前2項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めるときは、職権により受給資格証を更新することができる。</u></p>	
<p>6 (略)</p>	<p>4 (略)</p>

<p>(給付方法)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項ただし書に規定する場合であつて、当該被保険者等に支払うことができない<u>場合</u>における医療費の給付は、当該医療費を負担した者に支払うことによつて行うものとする。</p>	<p>(給付方法)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項ただし書に規定する場合であつて、当該被保険者等に支払うことができない<u>ときの</u> 医療費の給付は、当該医療費を負担した者に支払うことによつて行うものとする。</p>
---	---